

# 多度津町空き家改修支援事業手続きの流れ（申請～交付）

## 1. 申請

申請者は必要な書類を添えて、町の窓口に出します。

**受付期間：各月1日～月末まで**

※交付決定前に工事着手された場合は対象外となります。

提出書類：「様式1号、その他必要書類、誓約書」

## 2. 受付・抽選

町は書類の審査・受付を行います。受付期間内に当該補助事業の予算を超えた金額の申請があった場合は、受付期間終了後に申請者または代理人により抽選を行います。(注1)

**抽選期間：受付期間の翌月1日～10日**

## 3. 交付決定

町は受け付けた申請に対し、交付決定となった場合は交付決定通知を、不交付となった場合は不交付となった旨の通知文を送付します

## 4. 工事着手

申請者は、交付決定を受けてから工事に着手します。

※交付決定後に、工事内容を変更、工事を取りやめることになった場合は、別途手続きが必要です。お問い合わせください。

## 5. 実績報告

申請者は、工事が完了したら速やかに町へ実績報告を行います。

提出書類：「様式5号、その他必要書類」

## 6. 交付確定

町は実績報告を審査（現地確認含む）し、交付確定を通知します。

## 7. 請求

申請者は、交付確定を受け、請求書を提出します。

提出書類：「様式7号」

## 8. 交付

町は、指定された口座へ補助金を支払います。

(注1) 抽選について

申請者本人または代理人（施工業者など。委任状の提出が必要です）により、くじ引きにて実施します。

くじ引きを引く順番を決めるくじ引き（予備抽選）ののちに、本抽選をおこないます。どちらの抽選も、引いたくじの番号が若い順に順位を決定します。

抽選実施後、申請者または代理人へ抽選結果をお知らせします。

■ 補足（交付決定金額に端数が出る場合）

事業額から算出した補助申請額が、上限額（100万円）に満たない申請が含まれる場合

ex) 予算残300万円、申請受付が5件（A～E）、本抽選の結果が以下の通りだったとき

① C（申請額100万円）

② B（申請額60万円）

③ A（申請額100万円）

④ E（申請額100万円）

⑤ D（申請額100万円）

（※番号は抽選結果の順位）

CBAは申請内容のまま交付決定となります。このとき、予算の残りは40万円となるため、順位が第4位のEに、補助金額が40万円となった場合でも申請を希望するか確認し、Eが了承した場合は、Eに対して補助金額40万円にて交付決定をおこないます。

Eが辞退した場合はDに対し同様に確認をおこない、EDともに辞退となった場合は、予算残額の40万円分について翌月以降同様に申請受付をおこないます。

## 多度津町空き家改修支援事業補助金（概要）

空き家バンクに登録された空き家を活用し、多度津町内への移住・定住を促進するため、空き家の改修工事に要する経費に対し、補助金を交付します！

### （補助対象空き家）

- （１） 当該補助金により、既に改修工事を行っている空き家でないこと。
- （２） 空き家バンクに登録されている空き家（本事業による改修後、引き続き空き家バンクに３年間登録が可能な物件に限る。）又は空き家バンクに登録されていた空き家（本事業による改修後、引き続き３年以上居住する意思がある物件に限る。）であること。
- （３） 補助金の申請年度内に改修の完了が見込まれる物件であること。

### （補助対象者）

- （１） 多度津町の町税を滞納していない個人
- （２） 空き家バンク物件所有者
- （３） 空き家バンク物件利用者で、この補助金の交付を申請した日において、補助対象物件の売買契約日又は賃貸契約日から１年を経過していない者

### （補助金の額）

補助金の額は、補助対象事業費の合計額に２分の１を乗じて得た額とし、その限度額は１００万円とする。

### （補助対象事業費）

町内施工業者により下記のとおり、改修工事を実施する事業に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ行為、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取替え）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス貼り替え等
外装工事	外壁の改修・貼り替え・塗り替え・コーキング等
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗り替え等
左官タイル工事	室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修等
給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等

エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス・ベランダの設置・改修等
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池・高効率給湯器・雨水貯蓄設備等）

備考 次に掲げる内容の工事等は補助対象としない。

(1) 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入（壁掛け式エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品又は照明器具、カーテン、家具セット、物置等）及び設置工事

(2) 外構、倉庫、カーポート、庭、門扉、堀又は地盤に関する工事

(3) 庭木の剪定及び除草等

(4) 国、県、町における他の補助事業により整備する工事

(5) その他町等が不相当と認めた工事

#### （補助金の交付申請）

補助対象事業の着手前に、多度津町空き家改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に以下の必要書類を添えて申請してください。

#### ■添付書類

添付書類名	内容説明・取得方法
申請者の住民票の写し ※利用者が申請する場合は、実績報告時に提出(当該空き家に住所を移したことがわかるもの)	お住まいの市町村の住民課で取得 ※利用者が申請する場合は、補助対象空き家に住所を移した後に多度津町役場住民環境課で取得
補助対象空き家の改修に関する承諾書（別紙） ※利用者が申請する場合	
申請者の町税に滞納が無いことを証明する書類 ※利用者が申請する場合は、実績報告時に提出(当該空き家に住所を移した後に取得したもの)	多度津町役場税務課で取得 ※利用者が申請する場合は、補助対象空き家に住所を移した後に取得
補助対象空き家の所有者が確認できる書類	登記簿等
補助対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し ※利用者が申請する場合	
補助対象事業費の内訳が確認できる書類の写し	<u>町内施工業者</u> からの見積書等
補助対象事業の内容の詳細が分かる書類の写し	<u>町内施工業者</u> からの見積書等、図面

補助対象事業予定箇所の現況写真	
前号各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類	誓約書（別紙）、サイト「かがわ暮らし」中の香川県の空き家バンクに該当物件を掲載しているページのコピー、その他

#### （補助金の交付決定）

町で提出された申請書等の審査、補助金を交付決定し通知します。

#### （実績報告）

補助対象事業の完了後速やかに多度津町空き家改修支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に下記書類を添えて報告してください。

添付書類

- （1）補助対象事業費の請求書の写し（内訳含む。）
- （2）補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
- （3）補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し
- （4）補助対象事業実施箇所の施工中及び施工後の写真
- （5）申請者の住民票の写し ※申請者が利用者の場合
- （6）申請者の町税に滞納がないことを証明する書類 ※申請者が利用者の場合
- （7）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

#### （補助金の請求）

町は報告された書類の審査し、補助金の額を確定し通知します。申請者は、多度津町空き家改修支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出してください。